

## 平成31年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	重要事項説明書について	<p>入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていなかった。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の6(3)ケ（第3の1(3)ア準用））</p>
訪問介護	訪問介護の所要時間について	<p>サービスの提供を記録する際、訪問介護員等は、訪問介護を実際に行った時間を記録するべきところ、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が記録されていた。</p> <p>（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」H12.3.1老企第31号第2の2(2)）</p>
訪問介護	特定事業所加算について	<p>特定事業所加算の要件として、サービス提供責任者は、利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を、担当の訪問介護員に直接面接しながら文書を手交する方法（メールやFAXでも可）により伝達すべきところ、事務所に備え付けの日報に伝達事項を記載し、訪問介護員が確認する方法が採用されていた。</p> <p>（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」H12.3.1老企第31号第2の2(13)①ハ）</p>
訪問介護	訪問介護計画の作成について	<p>新規利用者について、訪問介護計画が作成されていない事例が確認された。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」）第24条第1項、第2項）</p>
訪問介護	初回加算について	<p>初回加算について、算定要件である訪問介護計画の作成やサービス提供責任者の訪問が確認できない事例があった。</p> <p>（「指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（H12.2.10厚生省告示第19号）別表1二注）</p>
訪問介護	緊急時の対応について	<p>訪問時に利用者の病状が急変するなどの事態に対応するため、主治医などへの緊急連絡先を備えるとともに、緊急時の対応について訪問介護員に周知すること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第27条）</p>
訪問介護	研修機会の確保について	<p>訪問介護員の研修の機会が確保されていなかった。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第30条第3項）</p>
訪問介護	記録の整備について	<p>訪問介護計画やサービス提供記録など、指定訪問介護サービス事業所が整備しなければならない書類の整理が不十分である。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第20条第2項、第40条第2項）</p>
訪問介護	秘密保持について	<p>従業者または従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、訪問介護員から誓約書を提出させる等の措置を講ずること。</p> <p>また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第33条第1項、第2項）</p>

## 平成31年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
通所介護	重要事項説明書について	<p>利用者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていないかった。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の6(3)ケ（第3の1(3)ア準用））</p>
通所介護	生活相談員の配置について	<p>生活相談員は、サービスの提供日ごとに勤務時間数を提供時間数で除して得た数が1以上になるよう配置しなければならないところ、配置していなかった。</p> <p>適正な勤務体制を維持できるようにしておくこと。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第92条第1項第1号）</p>
（介護予防） 訪問看護	訪問看護計画について	<p>指示書の更新により新たに作成した訪問看護計画書に利用者の同意が得られていなかった。</p> <p>訪問看護計画書を作成したときは、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者から同意を得て、利用者に交付すること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第68条第2項）</p>
（介護予防） 訪問看護	ターミナルケア加算について	<p>ターミナルケア加算を算定する場合は、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得たことを記録として残しておくこと。</p> <p>（「厚生労働大臣が定める基準」（H27厚生労働省告示第95号）八のロ）</p>
（介護予防） 訪問リハビリテーション	重要事項説明書について	<p>入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていないかった。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の6(3)ケ（第3の1(3)ア準用））</p>
（介護予防） 通所リハビリテーション	重要事項説明書について	<p>入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていないかった。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の7(3)カ（第3の1(3)ア準用））</p>
（介護予防） 通所リハビリテーション	リハビリテーション提供体制加算について	<p>リハビリテーション提供体制加算を算定しているにもかかわらず、常時（サービス提供時間帯を通じて）理学療法士等が利用者の数に対して2.5：1配置されているか確認できなかった。</p> <p>（岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)）</p>
（介護予防） 通所リハビリテーション	口腔機能向上加算について	<p>口腔機能向上加算を算定しているにもかかわらず口腔機能改善管理基準指導計画を作成していなかった。</p> <p>（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（H12.3.1老企第36号）第2の8(18)）</p>
介護老人福祉施設	事故発生時の対応	<p>事故発生の防止のための指針に、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込むこと。</p> <p>（「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第2の3(32)ア）</p>
介護老人福祉施設	身体拘束等の適正化	<p>身体的拘束等の適正化のための指針に、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込むこと。</p> <p>（「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第2の3(9)イ）</p>

## 平成31年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
介護老人福祉施設	重要事項説明書について	<p>入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていないかった。</p> <p>（「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第2の3の(1)及び第3の11） （「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の8の(3)ア）</p>
（介護予防） 短期入所生活介護	重要事項説明書について	<p>入所者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載するべきところ、記載されていないかった。</p> <p>（「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第2の3の(1)及び第3の11） （「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の8の(3)ア）</p>
（介護予防） 福祉用具貸与	福祉用具貸与計画について	<p>指定福祉用具貸与を提供するにあたって福祉用具貸与計画を作成していない、又は作成した計画に同意を得ていない事例が確認された。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第237条第1項、第3項）</p>
（介護予防）福祉 用具貸与	運営規程について	<p>福祉用具貸与の運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」についての定めがなかった。運営規程に上記項目を定めるとともに、変更届を提出すること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第238条第2号） （「介護保険法」第75条第1項）</p>
（介護予防） 福祉用具貸与	福祉用具の保管又は消毒の委託について	<p>福祉用具の保管や消毒を他の事業者へ委託しているにも関わらず、当該委託の契約が確認できなかった。契約書の写しを提出すること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第241条第3項） （「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」第3の11の(3)カ(イ)）</p>
（介護予防） 福祉用具貸与	個人情報に係る同意について	<p>サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合の同意が文書で得られていなかった。利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第244条及び第256条（第33条第2項準用））</p>
（介護予防） 特定福祉用具販売	福祉用具販売計画について	<p>特定福祉用具販売計画が作成されていないかった。特定福祉用具を販売するときは、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成すること。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第254条）</p>
（介護予防） 特定福祉用具販売	個人情報に係る同意について	<p>サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合の同意が文書で得られていなかった。利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。</p> <p>（「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第244条及び第256条（第33条第2項準用））</p>